

令和4年度黒石市中小企業信用保証料補給金交付要綱

第1 目的

この制度は、市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者として創業しようとする者（以下「中小企業者等」という。）であって、青森県特別保証融資制度に基づく融資について青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が債務の保証を行った場合に、予算の範囲内で信用保証料の補給を行うことにより、中小企業者等の経費負担の軽減を図り、積極的な新規事業への取組と中小企業振興に資することを目的とする。

第2 保証対象

別表に掲げる融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に住所を有し、かつ、事業所を有すること。
- (2) 市税に滞納がないこと。

第3 実施期間

この要綱の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4 保証料

第2の規定により融資を受けた者の保証料の補給額は、別に定める信用保証協会と市の契約に基づき、融資を受けた者が青森県信用保証協会に納付すべき信用保証料のうち県による補給後の全額とする。

第5 その他

この要綱に定めない事項については、黒石市、青森県信用保証協会が協議の上決定する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表

制 度	対象融資	対象融資額	対象融資期間
青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証制度要綱2の(1)、(4)、(5)、(9)、(10)、(11)、(14)の④	1,000万円以内	運転及び設備資金 7年以内(うち据置期間1年)
青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2の(3) (ただし、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号のいずれかの保証制度を適用したものに限る。)	1,000万円以内	運転及び設備資金 10年以内(うち据置期間2年)